平成２９年（フ）第６６４７号
東京都目黒区中町２丁目11－３
債務者　高野　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６４８号
神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目22－３－203
債務者　菊池　　幹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５１号
東京都足立区花畑１丁目５－２－403
債務者　加藤　勝久
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５２号
東京都練馬区東大泉５丁目35－７
債務者　岩田　悟史
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５６号
東京都日野市落川184－４
債務者　三澤　陽一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５７号
東京都足立区江北３丁目33－８　クリアハイムⅠ　103
債務者　吉見　和浩
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５８号
東京都足立区江北３丁目33－８　クリアハイムⅠ　103
債務者　吉見沙也香
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５９号
東京都練馬区東大泉７丁目５－３
債務者　徳根　賢吾
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６６０号
東京都練馬区南大泉４丁目50－５－403
債務者　橋本　友貴
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６６１号
東京都大田区東蒲田１丁目８－12－303
債務者　宮　　幸一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６６９号
東京都練馬区大泉町３丁目39－14－201
債務者　早坂　浩子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７０号
千葉県市川市稲越町３－５
債務者　内田　麻有
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７１号
東京都江戸川区平井６丁目４－４　コンセプトビルド02　101
債務者　中澤　菊花
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７５号
東京都足立区青井５丁目17－５　リヴィエール青井Ａ棟105
債務者　國分千代子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３５号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜244番地　コーポ鼎Ａ－201号
債務者　上江田　光
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４７号
沖縄県沖縄市美原３丁目４番３号　美光マンション２－Ｆ
債務者　小橋川優子（旧姓永代）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部